児童福祉法に基づく指定児童発達支援・指定保育所等訪問支援運営規程（参考例）

○○○（児童発達支援・保育所等訪問支援）運営規程

　（事業の目的）

第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

２　事業所において実施する法に基づく保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた児童発達支援計画又は保育所等訪問支援計画（以下「児童発達支援計画等」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援又は指定保育所等訪問支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援等を提供する。

２　利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援等の提供に努める。

３　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

４　前３項のほか、新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

　（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　（１）名称　　○○○

（２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号

　（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおり　とする。

　（１）管理者　１人

　　　　従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

　（２）児童発達支援管理責任者　１人以上（常勤）

児童発達支援計画等の作成に関する業務を行うほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

２　前項のほか、指定児童発達支援に係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

　（１）児童指導員又は保育士　２人以上（１人以上は常勤）

　　　　児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切な指導等を行う。

３　第1項のほか、指定保育所等訪問支援に係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

　（１）訪問支援員　１人以上

　　　　保育所等訪問支援計画に基づき、障害児以外との児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　指定児童発達支援の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

（１）営業日

　　　　○曜日から○曜日までとする。

　　　　ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間

　　　　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供時間

午前○時から午後○時までとする。

（４）電話・相談受付時間

　　　　午前○時から午後○時までとする。

２　指定保育所等訪問支援の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

（１）営業日

　　　　○曜日から○曜日までとする。

　　　　ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間

　　　　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供時間

午前○時から午後○時までとする。

　（４）電話・相談受付時間

　　　　午前○時から午後○時までとする。

　（利用定員）

1. 指定児童発達支援の利用定員は、次のとおりとする。

　（１）第１単位：○○人

　（２）第２単位：○○人

　（指定児童発達支援等の内容）

第７条　事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

（１）児童発達支援計画の作成

（２）日常生活における基本的な動作の指導

（３）集団生活への適応のための訓練

（４）レクリエーション行事

（５）送迎サービス

（６）相談及び援助等

２　事業所で行う指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

（１）保育所等訪問支援計画の作成

（２）集団生活への適応のための支援

（３）相談及び援助等

　（保護者から受領する費用の額等）

第８条　指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から当該指定児童発達支援等に係る通所利用者負担額（基準条例第２条第５号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から当該指定児童発達支援等に係る指定通所支援費用基準額（法第２１条の５の３第２項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

３　前２項の支払いを受けるほか、指定児童発達支援において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、保護者から徴収するものとする。

（１）日用品費　実費

（２）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの　実費

４　第１項及び第２項の支払いを受けるほか、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供した場合は、それに要した交通費の額を保護者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は1ｋｍ当たり○○円とする。

５　前４項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

６　第３項及び第４項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。

　（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条

（１）　○○○○こと。

（２）　○○○○こと。

（３）　○○○○こと。

（４）　○○○○こと。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　従業者は、現に指定児童発達支援等の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

　（非常災害対策）

第１２条　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。

２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

３　医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

　（事業の主たる対象とする障害の種類）

第１３条　事業所において指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

　（１）肢体不自由児

　（２）自閉症児

（３）○○○○児

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１４条　事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）苦情解決体制の整備

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（４）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

　（苦情解決）

第１５条　提供した指定児童発達支援等に関する障害児又保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（身体拘束等の禁止）

第１６条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（２）　身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症対策に関する事項）

第１７条　事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定に関する事項）

第１８条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第１９条　従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

　（１）採用時研修　採用後○か月以内

　（２）継続研修　　年○回

２　従業者は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

５　障害児に対する指定児童発達支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援等を提供した日から５年間保存する。

　　　附　則

　この規程は、平成○○年○月○日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成○○年○月○日から施行する。

|  |
| --- |
| ○　この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。  ○　多機能型による事業を実施する場合の規定ぶりについては、「児童発達支援・放課後等デイサービス」及び「児童発達支援・保育所等訪問支援」の参考例を参照してください。  ○　従たる事業所を設置する場合の規定ぶりについては、「児童発達支援」の参考例を参照してください。  ○　いわゆるオプションサービスを実施する場合には、その内容及び利用者から徴収する費用の額等を具体的に記載してください。 |